

工保第 96 号
令和元年 10 月 9 日

一般社団法人神奈川県高圧ガス保安協会会長
公益社団法人神奈川県 LP ガス協会会長
公益社団法人神奈川県高圧ガス防災協議会会長
一般社団法人神奈川県高圧ガス流通保安協会会長

} 殿

神奈川県くらし安全防災局防災部工業保安課長

2019 年度神奈川県工業保安強調月間の実施について（依頼）

本県の工業保安行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このことについて、経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官より別添「2019 年度 LP ガス消費者保安月間(10 月 1 日～10 月 31 日)」について通知があり、併せて、「高圧ガス保安活動促進週間(10 月 23 日～10 月 29 日)」について、9 月 11 日付けで同省から記者発表がありました。

本県ではこれらの取組を一本化し、効果的かつ幅広く実施するため、10 月 1 日から 10 月 31 日を「神奈川県工業保安強調月間」と定め別紙実施要領のとおり実施いたします。

ついては、本月間の趣旨を御理解いただき、保安講習会の実施等取組に御協力くださいますようお願いいたします。

なお、「高圧ガス保安活動促進週間」は、「高圧ガス保安活動促進週間実施要領」(平成 29 年 9 月 15 日付け 20170828 保局第 1 号) から変更が無いことから通知は行わない旨、経済産業省産業保安グループ高圧ガス保安室から連絡がありましたので併せてお伝えします。

(参考：経済産業省記者発表資料)

令和元年度高圧ガス保安活動促進週間を実施します

<https://www.meti.go.jp/press/2019/09/20190911003/20190911003.html>

問合せ先

火薬電気グループ 緒形

電話 045-210-3475 (直通)

FAX 045-210-8830

電子メール ekiseki.hn@pref.kanagawa.jp

2019年度神奈川県工業保安強調月間実施要領

令和元年度高圧ガス保安活動促進週間は、令和元年10月23日から10月29日まで、また、LPガス関係においては、LPガス消費者保安月間として10月1日から10月31日まで全国一斉に実施される。

本県では、これらについて効果的にかつ幅広く取り組むため、10月1日から10月31日を「神奈川県工業保安強調月間」と定め、次のとおり実施する。

1 目的

本県における平成30年の高圧ガス保安法関係の事故(喪失・盗難を除く)は、82件(前年74件)で、負傷者6人(同2人)、死者0人(同0人)となっている。これらの事故内容は、漏えいが最も多く、その他は、破裂・破損などである。

また、LPガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係の事故は、23件(前年20件)で、負傷者1人(同1人)、死者0人(同0人)となっている。内容は一般住宅や集合住宅等での漏えい及び漏えい爆発である。

このような事故発生状況から、引き続き高圧ガスの保安に係る取組を推し進めていく必要があり、本月間においては、次の事項を重点目標に定め取り組むこととし、「事故ゼロ」に資することを目的とする。

【重点目標】

(1) 高圧ガス保安法関係

- ア 運転・操作上(ソフト)の要因による人的被害が多いことにも留意した各事業所における自主保安意識の高揚並びに保安対策に係る教育・訓練の徹底及び見直しによる保安力の向上
- イ 事業所において、IoT、ビッグデータ等を活用するとともに、その効果を適切に検討し、改善の取組を行う
- ウ 非常運転又は作業におけるリスクマネジメント、リスクアセスメントの意義と重要性の理解及び普及の促進
- エ 事業所における地震・津波等による大規模災害に対する防災意識の高揚及び防災対策の推進
- オ 高圧ガス製造事業所等における設備の管理方法の見直し及び漏えい等の未然防止
- カ 高圧ガス利用者(特に、溶接・溶断を行う者並びにコールドエボポレータ及び空調設備等の利用者)における保安意識の向上
- キ タンクローリ、バラ積みトラックにおける高圧ガス移動時の保安対策の推進
- ク 残ガス容器のくず化に係る取扱いの周知の徹底
- ケ 高圧ガス販売先における充てん容器等の盗難防止対策の徹底

(2) LPガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係

- ア 業務用消費者に対して、CO中毒事故防止、燃焼器具の適切な使用方法及び業務用換気警報器・CO警報器の設置促進に重点を置いた周知の徹底
- イ 一般消費者に対して、LPガス販売事業者等が行っている保安業務の内容、消費機器の維持管理方法、CO中毒事故防止対策及びガスが万が一漏えいした場合の適切な対処方法の周知
- ウ 高齢者及び一人暮らしの消費者に対して、LPガス設備を安全・安心に使用するための保安啓発

2 期 間

令和元年10月1日から10月31日

3 実施方法

前記1に掲げる重点目標に沿って、神奈川県工業保安強調月間の期間中に次の事項を中心に実施する。

[事業所]

- (1) 各事業所においては、従業員に対し、自主保安意識の高揚を図るとともに、自主保安活動を通じて安全確保に努める。
- (2) 高圧ガス製造事業所及び容器検査所は、保安設備の整備、確認及び従業員教育の徹底、アンモニア冷凍事業所は、老朽化設備の更新及び運転・保安管理の徹底、アセチレン販売事業所は、消費先における逆火防止装置の設置確認、LPガス消費事業所は、消費先における始業点検の強化等消費中の保安対策の徹底を図る。
また、地震の発生等を想定した緊急措置訓練を実施し防災対応行動について再確認を行う。
- (3) 高圧ガス運送事業所は、交通法規の遵守及び運送方法等について関係団体の開催する講習会などにより保安教育の徹底を図る。
- (4) コンビナート事業所は、津波による浸水のおそれがある施設を確認し、必要な対策を検討するとともに、最近、他県の事業所で発生した事故事例を踏まえ、同種の事故が発生しないよう保安管理の向上を図る。
- (5) 研究機関や特殊高圧ガス関係事業所においては、取り扱われている高圧ガスの危害予防等保安対策の徹底を図る。
- (6) LPガス販売事業所は、一般消費者との接触の機会をできるだけ作り出して、安全器具の普及徹底、安全装置の設置の促進及び集中監視システムの普及促進に努めるとともに、特にCO中毒事故防止のための不完全燃焼防止装置が付いていない燃焼器具の点検や交換等を実施する。
また、埋設管の事故防止に努めるとともに、供給設備の地震防災対策を併せて推進する。

[保安団体]

- (7) 保安関係団体は、会員事業所に対し、この実施要領の趣旨を周知するとともに、LPガス消費者キャンペーン等、実施要領の趣旨を踏まえた取り組みを指導する。

[神奈川県]

- (8) 県は、高圧ガス保安関係団体等と一体となって、高圧ガスによる災害防止のための次の訓練を実施するとともに、消費先での事故防止を図るため消費者保安対策関係事業を展開する。
・高圧ガス地震防災緊急措置訓練 [10月3日(木)]
- (9) 県は、高圧ガス保安関係団体等と一体となって、高圧ガス等による災害防止への取組を顕彰するとともに、記念講演を行なうことにより、高圧ガス関係者の保安意識の高揚と自主保安の定着・促進を図る。
・高圧ガス火薬類保安大会の開催 [10月30日(水)]
- (10) 県は、各事業所の保安管理状況等を把握するため立入検査を集中的に実施する。

経済産業省

20170828 保局第1号

高圧ガス保安活動促進週間実施要領を次のように定める。

平成29年9月15日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官



高圧ガス保安活動促進週間実施要領

1 目 標

事故の発生状況は依然として高止まりの状況が続いている。従って高圧ガスに係る保安の確保については、引き続き最大限の努力が必要であり、次の事項を重点目標として、高圧ガス保安活動促進週間を実施し、高圧ガスに係る保安の確保に万全を期すものとする。

(1) 高圧ガス保安法関係

- ① 運転・操作上（ソフト）の要因による人的被害が多いことにも留意した各事業所における自主保安意識の高揚並びに保安対策に係る教育・訓練の徹底及び見直しによる保安力の向上
- ② 各事業所において、IoT・ビッグデータ等を活用するとともに、その効果を適切に検討し、改善の取組を行う。
- ③ 非定常運転又は作業におけるリスクマネジメント、リスクアセスメントの意義と重要性の理解及び普及の促進
- ④ 事業所における地震・津波等による大規模災害に対する防災意識の高揚及び防災対策の推進
- ⑤ 高圧ガス製造事業所等における設備の管理方法の見直し及び漏えい等の未然防止
- ⑥ 高圧ガス利用者（特に、溶接・溶断を行う者並びにコールドエバポレータ及び空調設備等の利用者）における保安意識の向上
- ⑦ タンクローリ、バラ積みトラックにおける高圧ガス移動時の保安対策の推進
- ⑧ 残ガス容器のくず化に係る取扱いの周知の徹底
- ⑨ 高圧ガス販売先における充てん容器等の盗難防止対策の徹底

(2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係

- ① 業務用消費者に対して、CO中毒事故防止、燃焼器具の適切な使用方法及び業務用換気警報器・CO警報器の設置促進に重点を置いた周知の徹底
- ② 一般消費者等に対して、LPガス販売事業者等が行っている保安業務の内容及び消費機器の維持管理方法、CO中毒事故防止対策、ガスが漏えいした場合の適切な対処方法の周知
- ③ 高齢者及び一人暮らしの消費者に対してLPガス設備を安全に使用するための保安啓発

2 期 間

毎年10月23日から10月29日までの期間を高圧ガス保安活動促進週間とする。

3 実施事項

1に掲げる目標に沿って、高圧ガス保安活動促進週間の期間中に以下の事項を中心に実施する。

(1) 高圧ガス保安法関係

- ① 各事業所において、危害予防規程や作業手順等関連規定の再確認を行い、高圧ガス保安活動促進週間のポスターの掲示、電子機器の活用その他広報媒体等により、全ての従業員に対し、教育・訓練の重要性を周知するなど自主保安意識の高揚を図るとともに、設備の点検・整備に努め、防災対応行動の再確認と教育・訓練を徹底して行い、保安力の向上に努める。
- ② 経済産業省（各産業保安監督部を含む）は、非定常時を含むリスクアセスメントの理解と実施を促進し、事業者は製造工程、設備、運転等における保安に影響を与える危険源の特定に係る手順を確立、維持することに努める。
- ③ 各都道府県は、関係団体と連携し、高圧ガス製造事業所及び容器検査所における設備管理方法の見直し、ヒューマンエラーを原因とする事故の防止に向けた従業員教育の徹底・見直し、大規模事業所であるコンビナート等における漏えい等の未然防止に向けた取組の推進並びに冷凍事業所、コールドエバポレータ及び溶接・溶断作業における保安管理の徹底を図る。
- ④ 各地域防災協議会及び関係団体等は、高圧ガスの利用又は廃棄に係る保安の確保及び保安意識の向上のため、各都道府県及び各産業保安監督部（産業保安監督部の支部及び那覇産業保安監督事務所を含む。以下同じ。）と連携し防災訓練・保安講習会等を開催するとともに、特に溶接・溶断、コールドエバポレータ、空調設備等に係る事故事例等を周知し、災害の再発防止を促す。
- ⑤ 各地域防災協議会は、高圧ガスの移動に係る保安確保のため、各都道府県、各産業保安監督部及び関係団体等と連携し、容器転倒を防止するための措置、タンクローリの出発前点検及び液化ガス漏えい時の凍傷等の二次

災害を防止するために必要な備品の携行等を徹底する観点から高圧ガス移動保安講習会等を開催する。

- ⑥ 各都道府県は、産業廃棄物処理業者及び廃品回収業者に対し、高圧ガス容器の危険性及び適正な取扱いについて周知し、その徹底を図るとともに、関係団体に対し、放置された高圧ガス容器の回収を徹底させる。
- ⑦ 各都道府県は、高圧ガス販売事業者及び液化石油ガス販売事業者に対し、盗難防止のため容器の管理強化を販売先に周知するよう指導を行う。
- ⑧ 経済産業省（各産業保安監督部を含む。）及び各都道府県は、各地域防災協議会、各関係団体等の催す行事、講習会等を積極的に支援する。

（2）液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係

- ① 経済産業省（各産業保安監督部を含む。）、各都道府県及び関係団体等は、一般消費者等に対する保安啓発に関するポスターの配布・掲示、ラジオ広告を始めとする各種広報媒体を通じた保安啓発活動を実施する。
- ② 経済産業省（各産業保安監督部を含む。）、各都道府県及び関係団体等は、一般消費者及び業務用厨房等の使用者やオーナーに対し、燃焼器具の適切な使用方法やガス漏えい時の対処方法、一酸化炭素の発生原因、業務用換気警報器を設置する意義等を紹介したリーフレット等の配付等による広報、啓発活動等を実施する。
- ③ 経済産業省（各産業保安監督部を含む。）及び各都道府県は、各地域防災協議会、各関係団体等の催す行事、講習会等を積極的に支援する。

（3）表彰関係

高圧ガスの保安に功労があった者、優良製造所等及び一般消費者等の保安を確保するために自主保安活動を積極的に実施した液化石油ガス販売事業者等に対して表彰を実施する。